

栄区文化協会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、栄区文化協会と称し、事務所を本会の会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、栄区民の文化芸術活動の振興を図るとともに、会員相互の交流・親睦を深め、栄区の発展高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種文化事業の開催
- (2) 会員の文化活動に関する支援
- (3) 文化団体の育成及び活動に関する支援
- (4) 本会に係る広報活動の推進
- (5) 講演会・研修会等の開催
- (6) 地域文化活動に関する協力
- (7) 国内及び国際文化交流の促進
- (8) その他本会の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

栄区内を活動拠点とし、本会に加盟する団体に所属する個人

(2) 賛助会員

本会の活動を賛助する団体及び個人

2 本会へ入会及び本会を退会しようとする団体または個人は、その所属する単位協会の代表者または本会の会長に届け出るものとする。

3 入会者は、会費を納入したときに会員となる。

4 会員は、次のいずれかに該当したときに退会とする。

(1) 所属する団体が消滅したとき、または会員が退会したとき。

(2) 賛助会員においては、会費を2年連続して滞納したとき

(会費)

第5条 会員は、別に定める規定によって会費を納入しなければならない。

2 章 組織

(組織)

第6条 本会は、正会員をもって組織する。(参考：別紙1)

(部門の設置)

第7条 本会の事業を行うため、次の部門を置く。

1 業務本部

(1) 総務部

(2) 経理部

(3) 企画部

(4) 広報部

(5) 国際交流部

2 創作教養事業本部

3 音楽芸能事業本部

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 常任理事 前条の本部長及び部長など15名以内

(4) 理事 第9条第3項の規定による

(5) 監事 2名

2 本会に次の役員を置くことができる。

(1) 相談役

(2) 顧問

(役員を選任)

第9条 会長及び監事は理事会により推薦し、総会において選任する。

2 副会長、常任理事、相談役、及び顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 理事は単位協会より選出し、総会において選任する。ただし、理事の選任が困難と認められる場合は、理事会の承認を経て、理事の選任を免除することができる。

4 理事及び監事は、相互に兼務することはできない。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 各本部長及び各部長は、常任理事がその任にあたる。
- 4 業務本部長は、第7条第1項に規定する各部を統括する。
- 5 創作教養事業本部長は、創作教養事業部門に所属する単位協会を統括する。また、
本会が一般公募した行事に係る業務を遂行する。
- 6 音楽芸能事業本部長は、音楽芸能事業部門に所属する単位協会を統括する。
- 7 理事は理事会に出席し会務を審議し、執行する。
- 8 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計事務について監査を行い、その結果を定期総会に報告すること
 - (2) 理事会及び常任理事会に出席し、理事及び常任理事の事業執行状況を監査すること
 - (3) 会計事務及び事業執行に関して、不整の事実を発見したとき、これを総会または理事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために、総会または理事会の招集を請求すること
- 9 相談役、顧問は会長の諮問に応じる。

(役員の解任)

第11条 役員が会則に違反したときは、当該選任機関の承認を経て解任することができる。

(役員の報酬及び経費)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 会務で外出したときは、交通費の実費を支給することができる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は定期総会の開催日を基準とする。

- 2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同任期は原則として2期以内とする。
- 3 常任理事及び理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 監事の任期は2年とし、再任することはできない。
- 5 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第14条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(総会)

第15条 本会の総会は、定期総会と臨時総会の2種とし、会長が招集する。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。この場合、単位協会においては、あらかじめ届け出た者（以下、「総会構成員」という）とする。
- 3 総会構成員の数は、単位協会の構成員の多寡に応じて一定の基準により理事会で決定し、総会構成員は総会において各々1個の表決権を有する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選出及び解任に関する事項
 - (4) 会費の額
 - (5) 会則の変更に関する事項
 - (6) その他本会の事業に係る重要な事項
- 5 定期総会は、毎年会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 6 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた招集の請求をしたとき
 - (2) 総会構成員の5分の1以上から書面により招集の請求があったとき
 - (3) 第10条第8項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 7 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 8 総会を招集するときは、少なくとも開催日の14日前までに、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 9 総会の開催は、全総会構成員の2分の1以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。
- 10 賛助会員は、総会に出席し発言できる。但し、議決権はない。
- 11 総会の議事は、出席した全総会構成員の過半数をもって決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。ただし、第4項第5号については、出席した全総会構成員の3分の2以上をもって決定する。
- 12 総会の議長は、総会に出席した総会構成員の中から選任する。
- 13 総会においては、やむを得ないときは、書面だけによる表決によって議決することができる。その場合、議事は書面を提出した全総会構成員の過半数をもって決する。なお、賛否同数のときは、会長が決する。ただし、第4項第5号については、書面を提出した全総会構成員の3分の2以上をもって決する。
- 14 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 総会構成員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 15 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の2名が署名捺印をしなければならない。

(理事会)

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会構成員に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

4 定例理事会は、総会の前後3か月以内に各1回開催する。

5 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事数3分の1以上から書面でもって招集の請求があったとき

(3) 第10条第8項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

6 理事会は会長が招集し、議長を務める。

7 会長は、第5項第2号または第3号に該当する場合、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

8 監事は第10条第8項の業務に関して、意見を述べることができる。

9 理事会は、第15条第9項、及び第11項から第15項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは、「理事会」と読み替えるものとする。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、業務本部長、創作教養事業本部長、音楽芸能事業本部長、総務部長、経理部長、企画部長、広報部長、国際交流部長、及び各担当部長をもって構成する。

ただし、他理事の出席を妨げない。その場合、その理事に議決権はない。

2 常任理事会は次の事項を審議し、議決する。

(1) 理事会及び総会に付議すべき事項

(2) 入会及び退会に関する事項

(3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 常任理事会は、原則として毎月1回、会長が招集し議長を務める。

4 常任理事会は、その構成員の3分の2以上の出席を要する。

5 常任理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

4 章 運営

(経費の支出)

第 18 条 本会の経費は、以下の収入をもって支出する。

- (1) 会費（会費、賛助会費）
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第 19 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、総会において承認を得なければならない。

(事業報告及び予算)

第 20 条 本会の事業報告及び決算は、毎年会計年度終了後、監事による事業報告書、収支決算報告書の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 5 章 補則

(会則以外の内規)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。この場合、至近の総会にその旨を報告しなければならない。

(委員会の設置及び解散)

第 23 条 会長は、必要があるときは、理事会の承認を経て、委員会を設けること、及び解散することができる。

(会則の変更)

第 24 条 この会則の変更は、総会の議決を経て発効する。

附則

- 1 この会則は、平成 8 年 2 月 24 日、本会設立時に施行
- 2 平成 9 年 6 月 14 日一部改正

- 3 平成 10 年 5 月 16 日一部改正
- 4 平成 11 年 5 月 23 日全部改正、平成 12 年 4 月 1 日施行
- 5 平成 12 年 5 月 14 日一部改正
- 6 平成 14 年 5 月 26 日一部改正
- 7 平成 15 年 5 月 25 日一部改正（ただし、第 9 条役員及び監事の選任と任期に関する施行は平成 16 年 5 月 24 日とする）
- 8 平成 16 年 5 月 23 日一部改正
- 9 平成 17 年 4 月 17 日一部改正（第 2 条に追記）
- 10 平成 18 年 4 月 15 日一部改正
- 11 平成 19 年 4 月 25 日一部改正。
- 12 平成 24 年 5 月 30 日全部改正（規約を会則に名称を変更）
- 13 令和 6 年 5 月 31 日全部改正、即日施行
- 14 令和 7 年 5 月 30 日一部改正